

大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム利用者登録約款

(登録者)

第1条 大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム(以下「システム」といいます。)への利用者登録は、次の(1)及び(2)の両方の要件を満たし、本約款を承認のうえ所定の利用者登録申請の手続きをされ、大阪市が適当と認めた方に限り、利用者登録を行うことができます。ただし、同一人物が複数の登録をすることはできません。

- (1) 大阪市内に在住、在勤または在学中の中学生以上の方(登録申請者が未成年の場合、保護者の同意が必要)
- (2) 所定の金融機関に登録申請者本人名義の口座の登録ができる方

(利用者登録カードの発行と取扱い)

- 第2条 大阪市は、利用者登録を完了した方(以下「登録者」といいます。)に対し、利用者登録番号(以下「登録番号」といいます。)及び氏名を印字し、登録者の顔写真を貼付した利用者登録カード(以下「カード」といいます。)を発行し、登録者の住所に送付します。
- 2 カードの送付は、適正な登録申請を受けてから、通常、2週間以内とします。
 - 3 カード及び登録番号は、カード表面に印字された登録者しか使用できません。
 - 4 登録者は、カードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければなりません。
 - 5 登録者は、他人にカードを譲渡、または貸与すること、もしくは他人に登録者自身の登録番号を使用させることはできません。

(登録番号、暗証番号及びパスワード)

- 第3条 大阪市は、登録者全員に異なる登録番号、異なる暗証番号及び異なるパスワードを設定します。
- 2 暗証番号及びパスワードは、登録者が街頭端末、インターネット、携帯ウェブのいずれかの利用時に変更することができます。
 - 3 大阪市は、大阪市が設定した登録番号、暗証番号及びパスワード、もしくは登録者が変更した暗証番号及びパスワードを所定の方法により登録します。
 - 4 登録者は、登録番号、暗証番号及びパスワードを他人に教えるはけません。また、他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

(登録更新、登録更新・登録料等)

- 第4条 登録者は、カードを受け取ったときからシステムを利用することができます。
- 2 登録者の登録期間は、登録日(大阪市が登録を行った日)をいいます。)の翌月の1日から起算して3年間とします。
 - 3 登録期間終了日までに所定の利用者登録更新申請書を提出され、大阪市が適当と認めた方は、登録期間満了日から3年間、登録期間を延長します。
 - 4 登録者は、大阪市に対し、登録時には登録料500円、登録更新時には更新料300円、カードの破損等による再発行時には再発行料200円を所定の方法により支払うものとします。支払われた登録料及び更新料、再発行料(以下「登録料等」といいます。)はいかなる理由によっても返還しません。

(施設の利用申請等)

- 第5条 登録者は、インターネット及び携帯ウェブを使う場合は登録番号及びパスワードを入力することにより、電話を使う場合は登録番号及び暗証番号を入力することにより、街頭端末を使う場合は登録番号、暗証番号及びパスワードを入力することによりシステムにアクセスし、次のサービスを受けることができます。
- (1) 抽選申込み及び抽選申込みの取消し
 - (2) 抽選結果の確認
 - (3) 利用申請及び利用申請の取消し
 - 2 前項の手続きは所定の期日に行う必要があります。
 - 3 第1項(1)の手続きは、所定の回数制限に従うものとします。

(施設利用における遵守事項)

- 第6条 施設は、利用申請を行った登録者が使用することとし、当該施設に関して定められた関係条例、規則その他の定めに従い、定められた目的以外に使用しないものとします。また、利用申請を行った登録者は、施設利用にあたって自身のカードを携帯し、施設管理者の求めがあればこれを提示しなければなりません。

(施設の使用料等及び登録料等の支払い)

- 第7条 システムにより利用申請を行った施設の使用料等(施設使用の対価として大阪市または指定管理者に支払う施設及び附属設備の使用料または利用料金をいいます。以下同じ。)及び登録料等は、施設の利用、もしくは登録、登録更新またはカード再発行の手続きを行った月の翌月の20日に、登録者指定の金融機関の口座から口座振替の方法により、大阪市または施設の指定管理者に支払うものとします。ただし、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に振り替えます。
- 2 別表1の施設の使用料等は指定管理者が請求し、別表2の施設の使用料等及び登録料等は大阪市が請求します。
 - 3 使用料等及び登録料等の領収書は、口座振替を代行した金融機関の通帳の記載またはオーパス・システムの端末機から出力する利用実績に係る帳票をもって、これに代えるものとします。
 - 4 第1項により登録者が大阪市または指定管理者に支払うべき使用料等及び登録料等について、口座振替が2回以上にわたり不能となった場合には、登録者は、大阪市が発行する納入通知書または指定管理者が発行する振込依頼書による金融機関への振込もしくは利用申請を行った当該施設の指定管理者への直接交付により、使用料等及び登録料等を支払うものとします。この場合に振込手数料が必要となるときは、これを登録者の負担とします。
 - 5 利用申請の際に入力された登録番号、暗証番号及びパスワードが、登録された登録番号、暗証番号及びパスワードと一致することがシステムにおいて確認され、利用申請が確定したときは、登録番号、暗証番号及びパスワードについて盗用その他の事故があっても、当該登録者は、施設の使用料等の支払いの責を負うものとします。

(延滞金)

- 第8条 大阪市は、使用料または登録料等の口座振替が2回以上にわたり不能となったときは、使用料または登録料等を支払わない登録者に対して督促等を行うことができます。
- 2 大阪市は前項の督促状を受けた登録者が、督促状の指定期限までに支払うべき金額を支払わなかった場合、大阪市の「税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例」に基づき計算した延滞金を徴収します。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、延滞金は徴収しません。

ア. 支払うべき金額が2,000円未満であるとき

イ. 延滞金の額が1,000円未満であるとき

- 3 前2項の規定は、指定管理者に支払う利用料金について準用することができます。この場合、「大阪市」を「指定管理者」に、「大阪市の「税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例」に基づき計算した延滞金」を「法定利息」に、「使用料」を「利用料金」にそれぞれ読み替えます。
- 4 災害その他特別の事由により市長または指定管理者が必要と認めるときは、市長または指定管理者は前3項の督促料、延滞金及び督促状を発送するの要した費用の全部または一部を免除することができます。

(施設の使用料等の還付)

- 第9条 登録者は、雨天等登録者の責めに帰すことのできない理由により利用申請を行った施設を利用することができなかったときは、大阪市または指定管理者に申し出るものとします。
- 2 登録者が前項の申し出を行わず使用料等が引き落とされた場合、登録者は当該施設の管理事務所に使用料等の還付申請をすることができます。還付申請があったときは、大阪市または指定管理者は、すでに支払われている使用料等を還付します。

- 3 前2項の規定による還付は、利用者登録申請時に登録者が指定した金融機関の口座(所定の届け出による変更後の口座を含む)に振り込む方法により、還付するものとし、

(カードの紛失、盗難)

第10条 登録者は、カードを紛失した場合またはカードが盗難にあった場合には、すみやかに大阪市スポーツ総合情報センター(以下「センター」といいます。)へ届け出るものとします。届け出を受けたセンターは、その執務時間において可能な限り早急にカードの使用停止措置を取るものとします。

(カードの再発行)

- 第11条 カードの破損等により再発行が必要な場合、登録者はセンターへ所定の申請を行うものとします。
- 2 大阪市は、前項の申請のあったカードに係る情報を抹消し、新たな利用者登録番号、暗証番号、パスワードにより新たなカードを発行します。ただし、新たなカードの登録期間は、再発行の申請のあったカードの登録期間とします。

(利用の一時停止)

第12条 登録者が次のいずれかに該当したことが判明した場合には、該当事項について改善が確認されるまでの間、第5条のサービス利用を一時停止します。また、既に予約されている施設の利用ができないことがあります。

- (1) 施設の使用料等または登録料等について、口座振替による支払が1回でもできなかった場合
- (2) 正当な理由なく本約款に違反した場合
- (3) インターネットを使って第5条第1項(1)から(3)の手続きを行う際に、不正アクセスや大量のアクセスを伴う恐れのあるソフト・プログラムを使用して、当システムの正常な運営を妨げるような負荷を与える行為を実施した場合
- (4) 他の登録者の登録者番号を利用し、抽選申込みまたは利用申請を行った場合
- (5) その他必要な場合
- 2 1回目の口座振替による支払いができず、サービス利用を一時停止された登録者が、滞納した施設の使用料等または登録料等の全額を大阪市等に支払ったときは、大阪市は、当該登録者の申し出により、原則として支払いが確認できた日にサービス利用の一時停止を解除します。ただし、第8条第1項または第2項に該当する場合は、督促料、延滞金及び督促状を発送するの要した費用を含む未払金全額を支払ったことが確認できた月の翌々月の1日に前項のサービスの一時停止を解除します。

(届出事項の変更)

- 第13条 登録者は、氏名、住所、電話番号、金融機関の口座等に変更が生じた場合、遅滞なく所定の申請用紙によりセンターに届け出るものとします。
- 2 前項の届け出がないために、大阪市からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

(登録資格の喪失)

- 第14条 登録者が、次のいずれかに該当した場合は登録者の資格を喪失します。この場合、登録者はカードを直ちに返還するとともに、債務の全額を支払うものとします。
- (1) 第12条に基づき一時停止を受けている登録者で、相当期間にわたり該当事項の改善がみられない場合。
 - (2) 第12条第1項各号に基づき一時停止を受けたことがある登録者において、同一該当事項に再度該当したことが判明した場合。ただし、口座振替による支払が1回できなかった場合は除く。
 - (3) 虚偽の申請をした場合。
 - (4) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行い、大阪市が認めたとき。
 - (5) 住所変更の届け出を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、大阪市が登録者への通知・連絡について不能と判断したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、大阪市が登録者として不適格と認めたとき。

(登録情報の字体)

- 第15条 申込みされた登録申請書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合には、類似する標準字体で登録するものとします。
- 2 前項により標準字体で登録した場合には、システムで表示する字体及び送付物等における表記の字体は標準字体となります。

(システム運用の停止)

第16条 システムの良好な運用を維持するために必要と認める場合、予告なくシステムの運用を一時停止することがあります。

(約款の変更、承認)

第17条 本約款の変更事項もしくは新約款が、システムを利用して告知されたとき、登録者は当該変更事項もしくは新約款を承認したものとみなします。

(その他)

第18条 本約款に定めるもののほかシステムの運営に関する必要事項については別途定めるものとし、システムにおいてお知らせします。

別表 1

大阪市中央体育館 千鳥体育館 東淀川体育館 北スポーツセンター 都島スポーツセンター 福島スポーツセンター 此花スポーツセンター 中央スポーツセンター 西スポーツセンター 港スポーツセンター 大正スポーツセンター 天王寺スポーツセンター 浪速スポーツセンター 西淀川スポーツセンター	淀川スポーツセンター 東淀川スポーツセンター 東成スポーツセンター 生野スポーツセンター 旭スポーツセンター 城東スポーツセンター 鶴見スポーツセンター 阿倍野スポーツセンター 住之江スポーツセンター 住吉スポーツセンター 東住吉スポーツセンター 平野スポーツセンター 西成スポーツセンター 扇町ブル体育場	長居運動場 鶴見緑地運動場 鶴見緑地第2運動場 鶴見緑地球技場 南港中央球場 鞆テニスセンター 鞆庭球場 長居庭球場 鶴見緑地庭球場 南港中央庭球場 扇町プール卓球場 大阪城野球場
--	--	---

別表 2

浦江庭球場 中之島西庭球場 南天満庭球場 真田山庭球場 中島庭球場 北江口中央庭球場 旭庭球場 山之内西庭球場 松島野球場 桜之宮野球場 真田山野球場	桃谷野球場 寺田野球場 蒲生野球場 十三野球場 中島野球場 小林野球場 北加賀屋野球場 春日出運動場 下福島運動場 吉野町運動場 平野白鷺運動場	長池運動場 沢之町運動場 与力町運動場 浦江運動場 神路運動場 五条運動場 東中本運動場 鯉江運動場 東中浜運動場 左専道運動場 今津運動場	歌島運動場 旭運動場 鶴町南運動場 波除運動場 磯路中央運動場 浅香中央運動場 鶴浜緑地運動場 中島第2野球場
---	--	--	--